エネルギー使用合理化等事業者支援事業
（小規模事業者実証分）

公募要領

平成２６年５月

環境経済株式会社

目次

１．事業の目的

この補助金は、小規模事業者による省エネルギー性能の高い機器及び設備の導入に要する経費の一部を補助すること（以下「補助事業」という。）により、小規模事業者における省エネルギーを推進することを目的とする。

２．補助要件

（１）補助対象者

・「中小企業基本法」第２条第５項に基づく小規模事業者であること。

（定義）製造業等その他の業種　従業員 20 人以下
　　　　商業・サービス業　　　従業員 5 人以下

・賃貸ビル・部屋に設置するものも対象としますが、設置後から実績報告時までの間に賃貸契約が成立していなかった場合は、当該機器に対しては、補助金交付を行いません。

※リースは対象となりません。

※「平成２５年度エネルギー使用合理化事業者支援補助金（小規模事業者実証分）」で採択された事業者については本事業への申請はできません。

（２）補助上限額、補助率

補助上限額：５０万円　　補助率：１／３

（３）補助対象機器、補助対象要件

①　トップランナー基準を満たす以下の機器更新であること。

(a) 業務用エアコンディショナー
(b) 業務用冷蔵庫（業務用冷凍冷蔵庫を含む）
(c) 業務用冷凍庫

※既設機器の撤去時にはフロン漏洩対策を実施し、新設機器は冷媒漏えい点検記録簿にてフロン管理を行うこと。（申請書類Ｐ７　参考資料：フロン漏えい対策のフローと必要な提出書類）

②　機器の更新とともに、電力量計測器を設置し、**機器更新後から平成 26 年 12 月末までの**電力使用量を実績報告時に添付してください。

なお、当該計測を通じて、事務局である環境経済株式会社が算出した二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減量は、J-クレジット制度のクレジット認証後環境経済株式会社に帰属します。電力量計測器の設置に際しては、事業者が容易に電力使用量を確認できるよう十分考慮して工事を行ってください。

＜URL＞　Ｊークレジット制度の概要はこちら
http://japancredit.go.jp/index.html

※翌年度以降、事業者がＪークレジット制度を活用することは妨げませんが、収益が発生した場合は、補助金額を上限として収益納付していただくことがございますので、予めご了承ください。

（４）補助対象経費

①　設計費

補助事業の実施に必要となる設計費

②　設備費

業務用エアコンディショナー、業務用冷蔵庫（業務用冷凍冷蔵庫を含む）及び業務用冷凍庫並びにその附属品並びに電力量計測器の購入に必要な経費

③　工事費

設備の据付工事及びそれに付随する配線等の購入・据付に必要な経費

④　諸経費

冷媒漏えい点検記録簿等にてフロン管理を行うために必要な経費

３．応募手続き等の概要

（１）募集期間

平成 26 年 5 月 7 日（水）～平成 26 年 9 月 19 日（金）必着

・１次締切　5 月 27 日（火）必着　　採択時期： 6 月中旬予定
・２次締切　6 月 27 日（金）必着　　採択時期： 7 月中旬予定
・３次締切　7 月 25 日（金）必着　　採択時期： 8 月中旬予定
・４次締切　8 月 27 日（水）必着　　採択時期： 9 月中旬予定
・最終締切　9 月 19 日（金）必着　　採択時期：10 月上旬予定

※応募資料は、郵送等配送状況が確認できる手段で送付すること。（直接持参は不可。）

（２）事業の申請

申請される事業者は、後掲する所定の様式に従い、申請書類一式を作成し、事務局である環境経済株式会社に提出すること。また、事務局である環境経済株式会社からの問い合わせに対応できるよう申請される事業者でも提出書類の副１部を保管して下さい。なお、提出された書類は返却いたしませんのでご注意ください。

（３）審査方法

提出書類について、後掲の審査項目（6 ページ参照）に基づき、外部有識者等により構成される非公開の採択審査委員会において審査を行います。なお、審査は提出書類をもって行われますので、不備のないよう十分注意してください。

また、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。

（４）審査結果の通知、案件採択の公表

事務局である環境経済株式会社は、申請された事業が補助要件等を満たしている者に対して審査を行った上で、予算の範囲内において採択を行い、申請者に通知します。

また、採択となった場合には、補助事業者名等を本事業のホームページで公表します。

（５）補助金交付申請

採択の通知を受けた補助事業者は、補助金交付申請を事務局である環境経済株式会社に提出します。その際に、申請書に記載された事項を証明する書類の提出を求めることがあります。

○小規模事業者であることを証する書類
○経費明細表の金額を証する見積書の写し（2 社以上の発行元から発行されたもの）
○Ｊ－クレジット制度に関して、環境経済株式会社の運営するプロジェクトに協力する書類
○その他、申請書に記載された事項を証明する書類

（６）補助金交付決定

事務局である環境経済株式会社は、補助事業者が提出する申請書に対して、実施要領及び公募要領に定める基準を満たしている場合、交付額を確定し、補助事業者に通知します。なお、交付決定を受けた後、本事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は本事業を中止、廃止若しくは他に承継させようとする場合には、事前に承認を得なければなりません。なお、交付決定後1ヶ月以内に工事を完了させていただくようお願いいたします。

（７）補助金額の確定と交付

本事業を完了したときは、補助対象機器の導入に係る契約書・領収書等、機器更新後から平成 26 年 12 月 31 日までの電力量使用実績及び地域へのＰＲ等の実績を報告する必要があります。なお、実績報告書の提出期限は平成 27 年 1 月 30 日とします。

事務局である環境経済株式会社は、これらの確認が完了した後、速やかに補助金を支払います。

※なお、補助金額は、事業実績報告に記載された補助対象経費の実績額に基づいて決定し、補助金の額は補助金交付申請に記載された交付決定額を超えて交付されることはありません。

（８）取得財産の管理等

本事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産は、補助金交付の目的に従って、効果的運用を図らなければならず、経済産業大臣が別に定める期間以前に当該財産を処分（補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供することをいう。以下、同じ。）する必要があるときは、事前に事務局である環境経済株式会社の承認を受ける必要があります。

（９）罰則・加算金等

万一、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、交付規程及びこの公募要領に違反があった場合は、以下の措置が講じられ得ることに留意してください。

○交付規程及びこの公募要領による交付決定の取消、補助金の返還、加算金の計算及び納付並びに延滞金の納付。
○補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

参考：本事業の概要フロー図
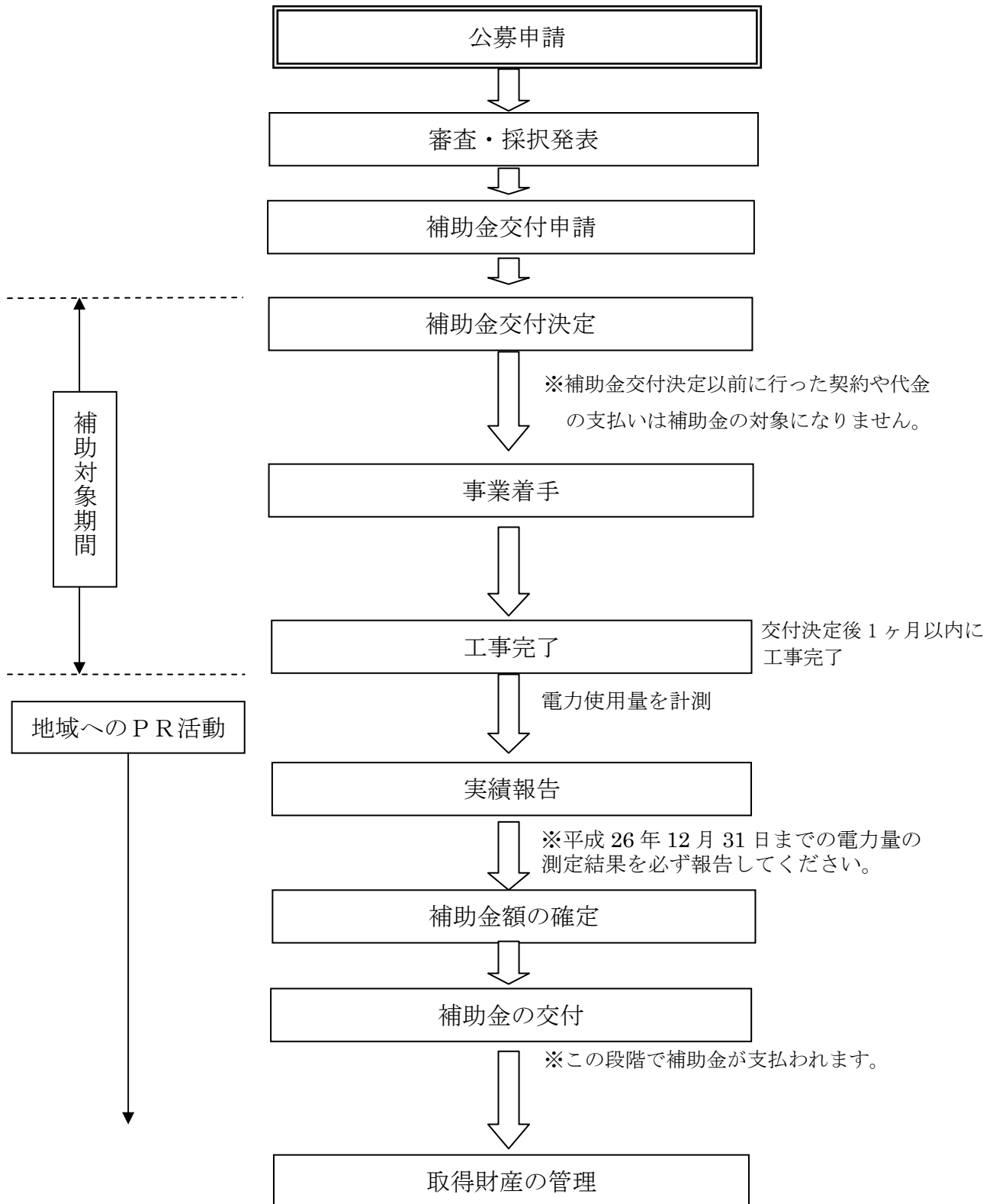
４．審査方法について

下記の項目について確認を行い、採択候補を決定します。

・補助事業の内容が、公募要領に記載された補助要件を満たしていること。

・申請者の財務状況に大きな問題のないこと。

採択候補を対象として「採択審査委員会」を開催して採択者を決定します。
採択者の決定は、「事業計画書」における「２．その２：実施済みもしくは実施を計画している省エネルギーに関する取り組みについて」記載事項を中心として行います。
その際の主な着眼点は以下の（１）（２）（３）を参照してください。取り組みの実施を証明できる書類（外部機関からの証明を含む）がある場合は提出してください。

（１）日常の省エネルギー又はエネルギー使用の削減への取り組みや専門家の活用など、ソフト面での対策

○日常における省エネルギー又はエネルギー使用の削減への取り組み

経営者および従業員の日常の業務運営において、事業所全体のエネルギー消費を効果的に削減する取り組みがなされているか。また、取り組みの効果を確実にするための方策がとられているか。

【取り組みの例】

(ア)室温の控えめ設定(冷房時 28℃、暖房時 20℃)
(イ)照度の見直しによる不要照明の消灯
(ウ)過度な換気の見直し
(エ)窓からの日射遮蔽による冷房負荷の低減

○省エネルギーに関する外部専門家等の活用

事業所全体のエネルギー消費を効果的に削減できるよう、外部専門家の助言を受ける取り組み（省エネ診断等）を行っているか、もしくはそのための申し込み等を行っているか。

【外部専門家等の活用の例】

(ア)地方自治体、設備メーカーや商工会議所等による省エネ診断の受診
(イ)省エネルギーセンターによる省エネ診断の受診

（２）省エネルギー設備の導入や建物性能向上など、ハード面での対策

○省エネルギー設備の導入

本事業での導入予定機器・設備以外にも、事業所全体のエネルギー消費を効果的に削減できる設備の導入がなされているか、もしくは計画されているか。

【導入設備の例】

(ア)照明のＬＥＤへの更新
(イ)照明の高周波点灯形蛍光灯への更新
(ウ)ＢＥＭＳ、またはエネルギー消費の見える化を可能とする装置の設置
(エ)熱交換型換気設備の導入

○建物の省エネルギー性能の向上

事業所全体のエネルギー消費を効果的に削減できるよう、建物の省エネルギー性能を向上させる改修等がなされているか、もしくは計画されているか。

【改修の例】

(ア)事業所全体の窓の断熱改修（複層ガラスへの交換、窓の二重化、窓ガラスへの遮熱シートの貼り付け等）

(イ)屋根や外壁への遮熱性塗料の塗布

(ウ)再生可能エネルギー（太陽光発電など）設備の導入

（３）地域小規模事業者へのＰＲ等の協力

他の小規模事業者によるエネルギー消費の削減につながるＰＲ等への協力を行うことを確約できるか。

【ＰＲの例】

(ア)中小企業庁または中小企業庁が指定する団体等が運営、作成するウェブサイトやパンフレットなど広報媒体への事例及び効果の掲載へ協力。

(イ)中小企業庁または中小企業庁が指定する団体等の依頼による見学への対応。

(ウ)エネルギー消費の削減の取組みを関連会社に配布する。

５．提出先

〒104-0031

東京都中央区京橋１丁目８番 13 号　花月ビル 2F

環境経済株式会社

電話番号　03-6228-6851（事業に関する問合せ）

　　　　　03-6228-7342（申請に関する問合せ）

問合せの受付時間　平日　9：00 から 11：30、13：00 から 17：00

※提出書類郵送時は、宛先として「エネルギー使用合理化等事業者支援事業（小規模事業者実証分）申請書在中」と記入すること。

申　請　書　類

事業者名：

＜提出書類チェックリスト＞

※提出漏れがないかチェックを入れてください。

申請機器：	□業務用エアコンディショナー □業務用冷蔵庫（業務用冷凍冷蔵庫を含む） □業務用冷凍庫

（1）会社の場合

チェック欄	提出書類
□	エネルギー使用合理化等事業者支援事業（小規模事業者実証分）事業計画書の提出について（P3　様式 1）
□	事業計画書（P4，P5，P6　様式2）
□	貸借対照表（直近2年間）
□	損益計算書（直近2年間）
□	定款若しくは履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
□	会社概要（パンフレット、会社経歴書等） 〔ない場合は、ホームページを印刷したものでも可です。ホームページもない場合はA41枚程度に会社概要(事業内容がわかること)を記載ください。〕
□	更新前の機器の性能が確認できる書類 （仕様書、取扱説明書、カタログなど）
□	更新前の機器が 2004 年以前製造であることが確認できる書類 〔日付入りの設計書、機器名と設置日付が記載してある保証書、契約書、製造年が記載されている銘板の写真等〕
□	更新後の機器の性能が確認できる書類 （仕様書、取扱説明書、カタログなど）

（2）個人事業者の場合

チェック欄	提出書類
□	エネルギー使用合理化等事業者支援事業（小規模事業者実証分）事業計画書の提出について（P3　様式 1）
□	事業計画書（P4，P5，P6，　様式2）
□	確定申告書第1表（直近2年間）
□	事業概要（パンフレット等） 〔ない場合は、ホームページを印刷したもので可です。ホームページもない場合はA41枚程度に事業概要を記載ください。〕
□	更新前の機器の性能が確認できる書類 （仕様書、取扱説明書、カタログなど）
□	更新前の機器が 2004 年以前製造であることが確認できる書類 〔日付入りの設計書、機器名と設置日付が記載してある保証書、契約書、製造年が記載されている銘板の写真等〕
□	更新後の機器の性能が確認できる書類 （仕様書、取扱説明書、カタログなど）

※1　提出書類に不備のある場合、審査対象とならないことがありますのでご注意ください。
※2　提出書類は審査、契約、管理、確定、精算といった一連の業務遂行のためにのみ利用し、提案者の秘密は保持します。
※3　提出書類の返却はいたしませんので、必ず、正本の控えを保持してください。
※4　ファイルの背表紙と表紙に「事業者名」「申請機器」を記入してください。
計画書の用紙サイズは、A4版の片面印刷とし、決算書・パンフレット・定款など他の提出書類とともに左側に縦2穴で穴を開け（ホッチキス止め不可）、一部ずつ紙製のフラットファイルに綴じ込んでください。なお、事業計画書に枚数制限はありません。

<提出方法>

・正本と副本を各１部ずつ作成し、正本を提出します。副本は事業者が保管してください。

・ファイルの背表紙と表紙に「事業者名」「申請機器」を記入してください。

・申請書の用紙サイズは、A4版の片面印刷とし、決算書・パンフレット・定款など他の提出書類とともに左側に縦2穴で穴を開け（ホッチキス止め不可）一部ずつ、紙製のフラットファイルに綴じ込んでください。なお、事業計画書に枚数制限はありません。

受付番号
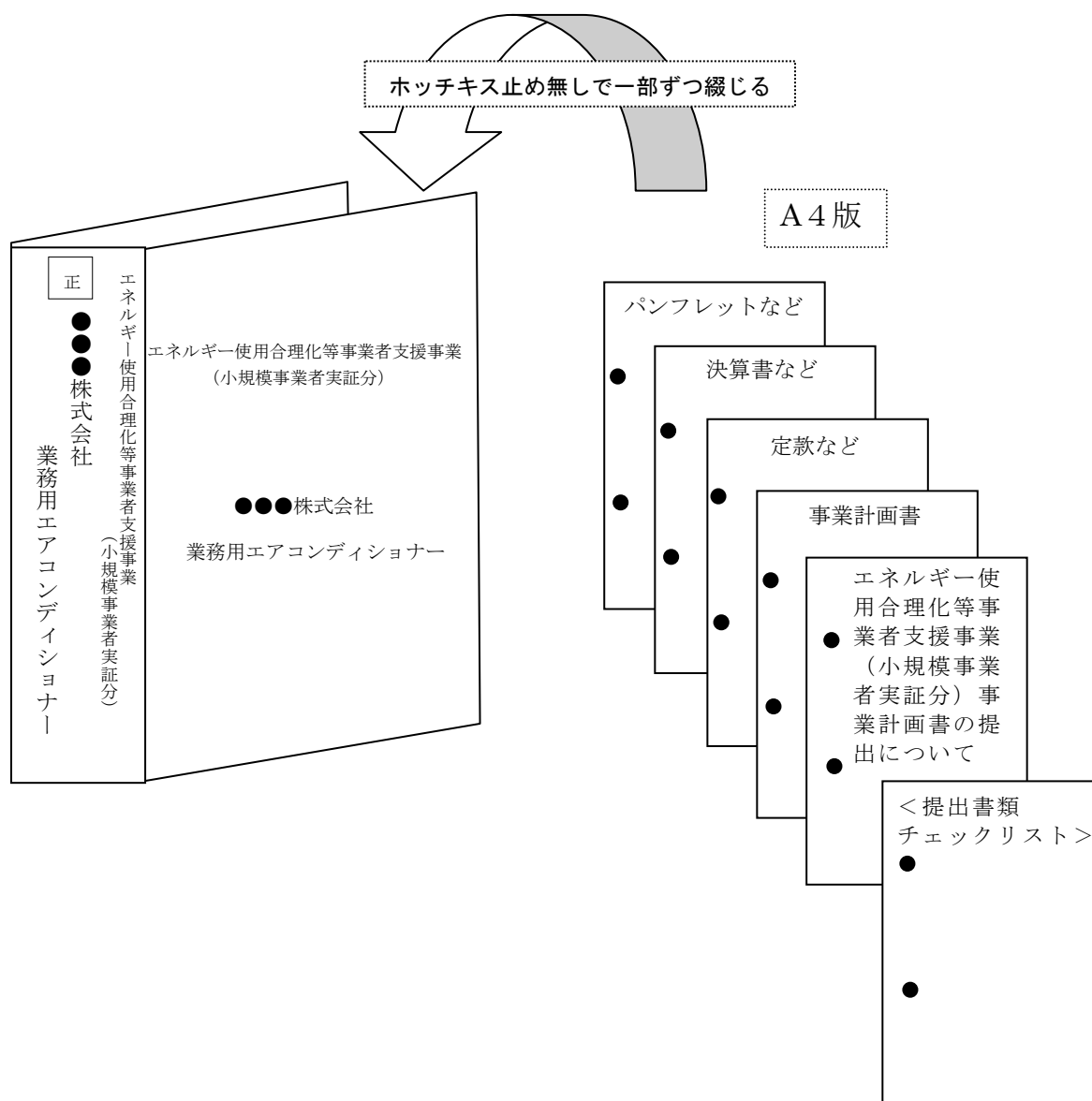
（様式1）

平成26年　　月　　日

エネルギー使用合理化等事業者支援事業
（小規模事業者実証分）事務局 殿

応募者
住所（〒　　　ー　　　　）
名　　　称
代表者役職・氏名　　　　　　　　　　　　　印

エネルギー使用合理化等事業者支援事業（小規模事業者実証分） 事業計画書の提出について

エネルギー使用合理化等事業者支援事業（小規模事業者実証分）に係る補助金の交付を受けたいので、下記１．から４．の書類を添えて提出します。

また、当社は「エネルギー使用合理化等事業者支援事業（小規模事業者実証分）」の交付を受ける者として下記５．に定める不適当な者のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１．事業計画書（様式２）
２．決算書（貸借対照表、損益計算書）または確定申告書第１表（直近２年間）
３．定款若しくは登記事項証明書（提出日より３ヵ月以内に発行されたもの）
４．その他定められた提出書類
５．エネルギー使用合理化等事業者支援事業（小規模事業者実証分）の交付を受ける者として不適当な者

（１）　法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（様式2）

事業計画書

（1）**応募者の概要等**

1．応募者の概要

企 業 名：			
代表者名（役職名）：			
住　　所：（〒　　ー　　）			
電話番号：		FAX番号：	
代表者のメールアドレス：			
補助事業の実施が本社の所在地と異なる場合の実施場所　事業所名： 住　　所：（〒　　ー　　）			
事業の担当者名（役職名）：			
担当者のメールアドレス：			
日中に連絡のとれる連絡方法 ※あてはまるものに○をつけてください。	メール ・ FAX ・ 電話	連絡先	
資本金(出資金)	円	従業員	人
主たる業種（日本標準産業分類）	大分類：	中分類：	

2．株主等一覧表　　　　（平成　　年　　月　　日現在）

主な株主又は出資者 （注）出資比率の高いものから記載し、大企業は【　】に◎を記載してください。6番目以降は「ほか○人」と記載してください。	株主名又は出資者名		所在地	大企業	出資比率(%)
	①			【　】	%
	②			【　】	%
	③			【　】	%
	④			【　】	%
	⑤			【　】	%
	⑥	ほか　　　　人			%

3．役員一覧（監査役を含む。別紙として添付することも可能です。）

役職名	氏名	フリガナ	会社名　注.他社と兼務の場合

4．経営状況表（注）直近2期分の実績を記載してください。　　　（単位：円）

	平成　年　月～平成　年　月	平成　年　月～平成　年　月
①売上高		
②経常利益		
③当期利益		

（2）事業内容

1. 置き換え設備の別　（注）該当する項目に☑を付してください。

☐業務用エアコンディショナー　☐ 業務用冷蔵庫　☐ 業務用冷凍庫

2. 事業の具体的な内容

その1：更新する設備について

更新前設備（既設設備）					※ｴｱｺﾝﾃﾞｨｼﾞｮﾅｰは下記台数を記入のこと	
対象機器	メーカー	型番	製造年	台数	室内機	室外機

新設設備					※ｴｱｺﾝﾃﾞｨｼﾞｮﾅｰは下記台数を記入のこと	
対象機器	メーカー	型番	製造年	台数	室内機	室外機

計測器					
対象機器	計測器　※Oをつけてください。	メーカー	型番	製造年	台数
	既設・新設				
	既設・新設				

（注1）更新前設備、新設設備、計測器ともに型番、機器の性能が確認できる書類を添付してください。
（注2）更新前の機器については、製造年が2004年1月1日以前であることが確認できる書類を添付してください。
【例】・更新前機器の型番と、設置時の日付が記載されている保証書・契約書、製造年が記載されている機器の銘板の写真など
（注3）対象設備が２つ以上の場合には枠を追加して記載下さい。
（注4）新設設備の対象機器の電力が全て計測出来るようにする事。
（注5）既設の計測器の場合は、「対象機器」「台数」を必須項目とし、記入できる範囲で記入してください。

その2：実施済みもしくは実施を計画している省エネルギーに関する取り組みについて

事業所全体においてエネルギー消費を削減する取り組みについて記載してください。

（1）日常の省エネルギー又はエネルギー使用の削減への取り組みや専門家の活用など、ソフト面での対策	添付書類の有無 （省エネ診断の申込書の写し等）
（2）「その1：更新する設備等について」に記載した設備の導入以外で実施した省エネルギー設備の導入や建物性能向上など、ハード面での対策	添付書類の有無 （工事の注文書、領収書の写し等）
（3）地域小規模事業者へのPR等の協力	添付書類の有無

3. 中小会計要領又は中小指針の適用について（適用がない場合、記載する必要はありません）

自社の計算書類が「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」の適用を受けている場合は、以下のいずれかに☑を付し、添付書類として必要部数を提出してください。

☐ ①中小会計要領又は中小指針の適用の旨を記載した個別注記表

☐ ②「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト

☐ ③「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリスト

（3）本事業に関連する補助金又は委託費の交付を受けた実績説明（申請中の案件を含む）

事業名称及び事業概要	
事業主体（関係省庁・独法等）	
実施期間	
補助・委託額	円
テーマ名	
本事業との相違点	

（4）経費明細表 （単位：円）

応募者の業種（日本産業分類）		大分類：	中分類：
経費区分	事業に要する経費 （消費税込みの額）	補助対象経費 （消費税抜きの額）	補助金交付申請額 （（B）×１／３以内）
設計費			
設備費			
工事費			
諸経費			
合　計	（A）	（B）	（C）

（5）資金調達内訳

＜事業全体に要する経費調達一覧＞

区　　分	事業に要する経費(円)	資金の調達先
自己資金		
補助金交付申請額	(C)	
借入金		
その他		
合計額	(A)	

＜補助金を受けるまでの資金＞

区　　分	事業に要する経費(円)	資金の調達先
自己資金		
借入金		
その他		
合計額	(C)	

上記（3）～（5）についての問い合わせ

担当者氏名	
役職名	
電話番号	
メールアドレス	

参考資料　：　フロン漏えい対策のフローと必要な提出書類（工事終了後、実績報告の際に提出）

※本事業の補助要件として、既設機器の撤去時はフロン漏洩対策を実施し、新設機器は冷媒漏えい点検記録簿にてフロン管理を行うことが必要である。

- *3:漏えい点検資格者数　：　約3,300人（全国）
- 漏えい点検資格者が設置工事を行う場合には、冷媒漏えい点検は工事費に含まれている。
- 漏えい点検無資格者が設置工事を行った場合には、別途漏えい点検資格者による漏えい点検が必要。